

あきる野市小中一貫教育実施指針

1 小中一貫教育の推進に当たっての前提事項

(1) 「あきる野市教育基本計画」に基づき小中一貫教育を推進する。

平成23年3月に策定した「あきる野市教育基本計画」では、「施策展開の5つの視点」の一つに「『生きる力』をはぐくむ教育の推進」を位置付けている。さらに、この視点における「取組の方向」の一つとして、「小中学校9年間を見通した一貫教育の推進」を示しており、この方向に基づき、小中一貫教育を推進する。

(2) これまで進めてきた小中一貫教育に関わる取組を生かす。

平成17年度から、小中一貫教育に関わる取組を教育委員会の重点施策に位置付け、研究推進校における小中合同研究や、公立小中学校教育研究会などで実践を行ってきた。こうした実践の成果と課題を生かして、あきる野市にふさわしい小中一貫教育を推進する。

(3) 地域の実態に即して、小中一貫教育を推進する。

市立学校は6つの中学校区に分かれており、地域の特色を生かして小学校と中学校が連携を図った取組を行ってきている。これらの既存の6つの中学校区を活用して、地域の実態に即した小中一貫教育を推進する。

あきる野市における中学校区

中学校区		中学校区	
中学校	小学校	中学校	小学校
秋多中学校	多西小学校 南秋留小学校	御堂中学校	草花小学校
東中学校	東秋留小学校 屋城小学校 前田小学校	増戸中学校	増戸小学校
西中学校	西秋留小学校 一の谷小学校	五日市中学校	五日市小学校 戸倉小学校

(4) 学習指導要領の趣旨及び内容に即して、小中一貫教育を推進する。

教育基本法や学校教育法の改正などを踏まえ、「生きる力」をはぐくむという学習指導要領の理念を実現するため、その具体的な手立てを確立する観点から学習指導要領が改訂された（小学校及び中学校は、それぞれ平成23年度、平成24年から完全実施）。このことを踏まえ、学習指導要領の趣旨及び内容に即して、小中一貫教育を推進する。

2 小中一貫教育の基本的な考え方

(1) 小中一貫教育の目的

小中一貫教育を推進する目的は、「生きる力」をはぐくむことである。

新しい学習指導要領の総則では、「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童（又は生徒）に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する。」としている。これらを受けて、「あきる野市教育基本計画」においても、子供たちに「生きる力」を身に付けていく教育の必要性を述べ、視点の第一に、「『生きる力』をはぐくむ教育の推進」を設定している。

以上のことから、小中一貫教育を推進する目的は、子供たちの発達段階に即して、「生きる力」をはぐくむこととする。

また、小中一貫教育の推進により、市立学校に期待できる効果として、

- 小中学校の教員が、小中学校の子供の情報を共有することができる。
- 小中学校の教員が、共通の学力観や指導観で子供の教育に当たることができる。
- 小中学校の教員が、小中9年間の連続性に注目して子供たちの教育に当たることができる。

が挙げられ、子供たちに対しては、

- 「生きる力」である「主体的な問題解決能力」、「豊かな人間性」及び「たくましく生きるための健康・体力」を発達段階に即して確実にはぐくむことができる。
- 小学校から中学校への接続が円滑になり、学習や生活に対する子供たちの心理的な負担を軽減することができる。

といった教育成果につなげることができる。

(2) 小中一貫教育の内容

① 小中9年間の連続性に注目して、小中一貫した指導計画を作成し活用する。

中学校区ごとに、学習指導要領の趣旨及び内容に基づき、児童・生徒の長所や課題を分析して、9年間を通して育てたい力(目指す子供像)を明確にするとともに、その力を育てるための9年間を見通した段階的な指導計画を作成し、活用しながら改善を図る。

② 小中一体となった取組を充実する。

中学校区ごとに以下の3つ視点からの取組を充実させ、小中学校が共通理解を図り、共通認識のもとに、様々な教育活動を合同で実施する。

- 子供を視点とした取組（例－合同防災訓練 合同学校行事 合同体験学習）
- 教員を視点とした取組（例－合同研修会 合同校内研究会）
- 教育体制を視点とした取組（例－教育課程の統一 生活時程やきまりの統一）

(3) 小中一貫教育校の整備

① 市内全地域の各中学校区ごとに、小中一貫教育校の体制を整備する。

各中学校区内の小学校と中学校を一つの小中一貫教育校とする。複数の中学校区の通学区域をもつ小学校については、通学区域の見直しの検討を進める。

② 各中学校区の設置形態等について学校・地域の実態に即して検討する。

校舎が隣接している小中学校と、五日市線を隔てて設置されている小中学校では、設置の在り方が異なる。地理的条件を含め、学校・地域の実態に即した小中一貫教育校の設置に向けて、以下の観点から、各中学校区ごとの小中一貫教育校の在り方について検討する。

◆検討すべき基本的事項

- 設置形態
- 学校運営
 - ・教育目標（目指す児童・生徒像）
 - ・学年区分
 - ・学校の名称
 - ・教職員の配置（管理職等の数）
 - ・指導体制（教科担任制・兼務発令）
- 通学区域
- 年次計画 など

③ 増戸小中学校については、地理的条件を最大限に生かして設置形態等の在り方を検討する。

増戸小中学校については、学区域が同一であり、学校施設が同一の敷地内にある地理的条件を最大限に生かせるよう設置形態等の在り方を検討する。

④ 制度変更は、必要最小限とし小中一貫教育校の体制を整備する。

子供たち一人一人に、「生きる力」をはぐくむことを目指して、学習指導要領に示された趣旨及び内容に即した教育を充実させることが重要であり、そのための小中一貫教育の推進である。また、今までに積み上げてきた取組を踏まえ、地理的条件を含めた、学校・地域の実態に即して小中一貫教育校体制を整備することから、制度変更は必要最小限とする。

3 今後の事業推進の流れ

(1) 「小・中一貫教育推進基本計画策定委員会」を設置し、基本計画(案)を策定する。

平成24年度に、小中一貫教育推進基本計画策定委員会を設置し、本実施指針に基づいて、基本計画を策定する。

◆小中一貫教育推進基本計画策定委員会の組織及び所掌事項(案)

- 組 織 ・ 教育部長・指導担当部長・生涯学習推進担当部長
小中校長会長・小学校長会長・中学校長会長・保護者代表 等
- ・ 委員会の下に部会を置く。
- ・ 必要に応じて、会議に関係者の出席を求め、意見を聞く。
- 所掌事項 ・小中一貫教育推進基本計画の原案を策定し教育委員会に報告する。
- 事務局 ・指導室

(2) 平成 26 年度から全市的な小中一貫教育を実施するための行程を明確にする。

別紙の行程を基本として、平成 26 年度からの全小中学校における小中一貫教育の実施に向けて、段階的に体制整備を進める。

(3) 増戸小中学校は、他の地域のモデルとなるよう先行して進める。

増戸小中学校は、平成 10 年度から、前述のように地理的条件を生かして、様々な実践を積み重ねてきている。このことを踏まえて、他の地域のモデルとなるよう先行して、小中一貫教育校の設立に向けた取組を進める。